

議案第117号

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する 条例の制定について



比叡ふれあいセンター

令和6年9月17日

福祉部 福祉政策課

1 大津市ふれあいセンターの概要

1 設置根拠 大津市ふれあいセンター条例

2 事業 市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し、場所を提供する事業その他市長が必要と認める事業

3 センターの名称及び所在地

	名 称	建築年度	住 所
令和5年度末 廃止	伊香立ふれあいセンター	昭和55年	大津市伊香立下龍華町584-157
改正対象	比叡ふれあいセンター	昭和51年	大津市坂本六丁目33-19
令和4年度末 廃止	中ふれあいセンター	昭和52年	大津市皇子が丘一丁目9-10
	膳所ふれあいセンター	平成3年	大津市昭和町15-25
令和5年度末 廃止	南ふれあいセンター	昭和47年	大津市稲津一丁目10-20

2 比叡ふれあいセンターの概要

建物概要

建築年度:昭和51年 構造:鉄筋コンクリート造 2階建

大会議室・会議室・和室1(39畳)・和室2(15畳)・調理実習室

※同じ建物に児童館あり

運営内容

- ・ふれあいセンターの管理運営
- ・坂本児童館(所長が児童館長を兼務)
- ・坂本天満宮広場、坂本児童公園テニスコート、坂本市民体育館及び坂本市民運動広場の管理(受付・貸出等)

3 改正内容等

比叡ふれあいセンターの廃止

【経過】

- ・令和元年10月の大津市議会の行政評価による提言を踏まえ、令和3年度の庁内協議においてふれあいセンターは5館とも廃止する方針を決定
- ・比叡ふれあいセンターを廃止することについて、地元の関係団体に説明して理解を得ている。

【改正内容・方向性】

- ・令和7年3月31日に比叡ふれあいセンターを廃止し、児童館として活用する。
- ・大津市ふれあいセンター条例の一部を改正
改正条例施行日：令和7年4月1日

今後の方向性

- ・膳所ふれあいセンターについても、今後、地域と調整の上で廃止する予定

4 新旧対照表

現行				改正後(案)			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		(削除)			
大津市比叡ふれあいセンター		大津市坂本六丁目33番19号		<u>名 称 大津市膳所ふれあいセンター</u> <u>位 置 大津市昭和町15番25号</u>			
大津市膳所ふれあいセンター		大津市昭和町15番25号					
(新設)				(中略)			
(中略)				(中略)			
別表(第4条、第5条関係)				別表(第4条、第5条関係)			
(1) 大津市比叡ふれあいセンター				(削除)			
使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	(削除)			
大会議室	円 3,740	円 3,740	円 3,740				
会議室	1,170	1,170	1,170				
和室1	740	740	740				
和室2	330	330	330				
調理実習室	530	530	530				
(2) 大津市膳所ふれあいセンター				(削除)			
使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
会議室	円 2,030	円 2,030	円 2,030	会議室	2,030円	2,030円	2,030円
和室	330	330	330	和室	330円	330円	330円
調理実習室	530	530	530	調理実習室	530円	530円	530円